

令和5年度
流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

令和6年3月6日

国土交通省 水管理・国土保全局

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

○ 短時間強雨の発生増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

■ 毎年のように全国各地で浸水被害が発生

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



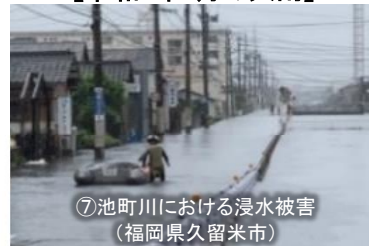
【令和元年東日本台風】



【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月の大雨】



【令和4年8月の大雨】



【令和5年7月の大雨】



■ 気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化

降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
 ※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の流量の変化倍率の平均値
 ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値
 (例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)



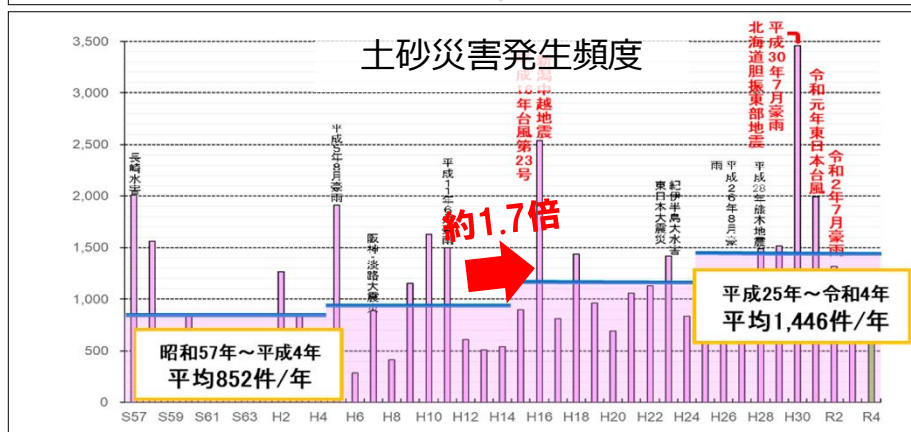
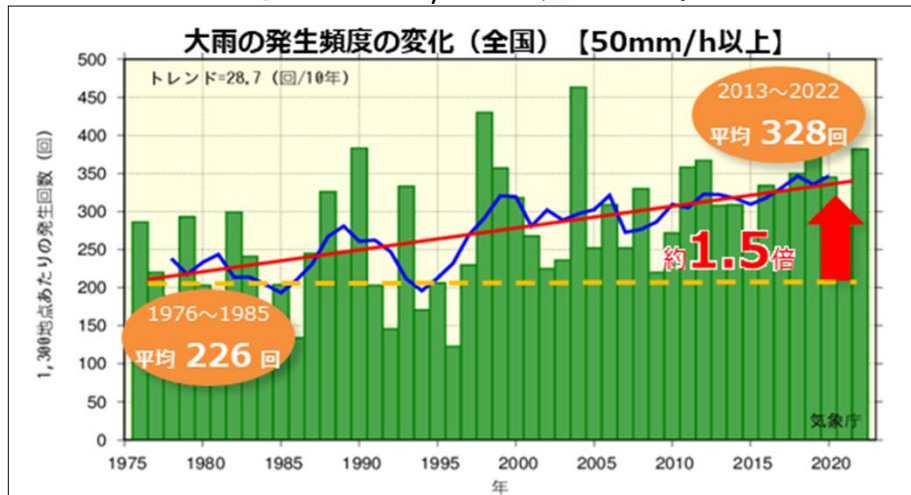
※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化、土砂災害発生頻度の頻発化など、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、さらに気候変動により水災害の激甚化・頻発化が予測される。
- 過去の降雨等に基づき定めた治水計画に基づく施設整備では地域に示している洪水の氾濫防止は達成できない、かつ、現在の河川整備の進捗状況では気候変動のスピードに対応できず、相対的に安全度は低下していくことが懸念される。

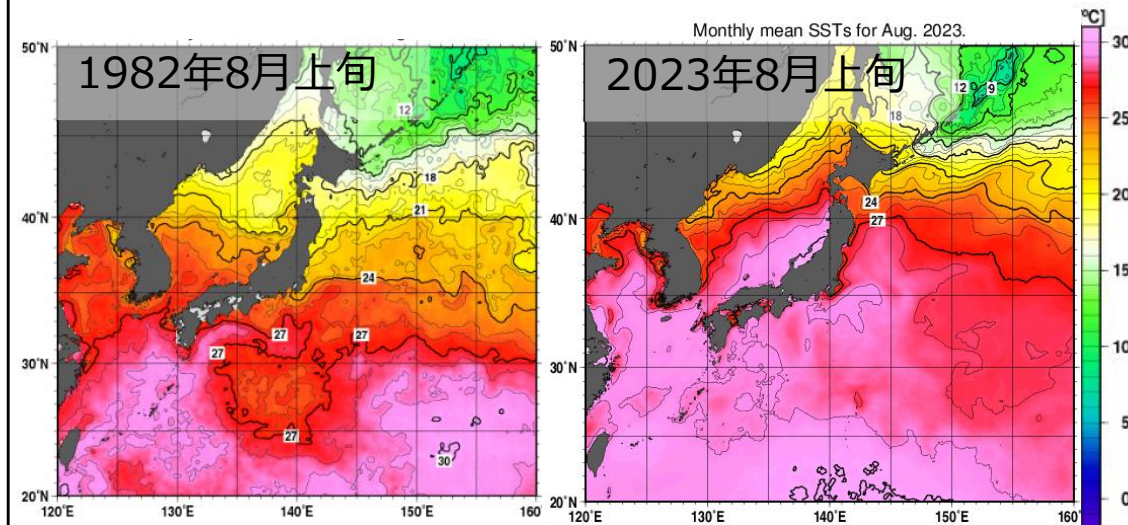
短時間強雨の発生回数が増加

1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,300地点あたり) *気象庁資料より作成



海面平均水温の上昇

日本近海における、海域平均海面水温(年平均)は上昇しており、上昇率は100年あたり+1.24℃である。



一般的には台風は海面水温が26~27℃以上の海域で発生するといわれています。また海面水温が高いほど、台風はより強くなります。

※台風の発生・発達には海面水温以外にも大気の状態も重要な要因であり、海面水温が高いだけでは台風の発生・発達につながりません

出典：気象庁HP(一部加筆) 解説文は気象庁聞き取り

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

- 地球温暖化による降水量への影響の定量的評価を気象庁気象研究所や環境省が実施。
- 現時点で地球温暖化の影響により、総降水量が約6.5%～約16%増加と算出。
- 将来、現時点と比較して、総降水量がさらに4.4%～19.8%増加する可能性。

水災害 (豪雨イベント)	既に生じている温暖化	これから生じる温暖化
	現時点 1980年以降における温暖化による気温上昇と 海面水温の上昇による影響	将来 現在気候に対する将来気候での状況 (2℃上昇シナリオ～4℃上昇シナリオ)
平成30年7月豪雨	総降水量が 約6.5% 増加	—
令和元年東日本台風	総降水量が 約11% 増加	将来さらに、総降水量が 4.4%～19.8% 増加
令和2年7月豪雨	総降水量が 約15% 増加	—
令和5年6月から 7月上旬の大雨	総降水量が 約16% 増加 線状降水帯の総数が 約1.5倍 に増加	—

<注釈>

- ※それぞれの出典を元に、国土交通省水管理・国土保全局が作成。(1):気象庁気象研究所により公表、(2):環境省により公表)
- ※大気の数値シミュレーションを用いて実際の豪雨現象を忠実に再現した上で、地球温暖化に伴う気温上昇分を除去、または、さらに温暖化のシナリオに基づき気温を上昇させ、再度、大気の数値シミュレーションを行うことで、温暖化の影響を定量的に評価。
- ※令和2年7月豪雨の総降水量増加率は、球磨川流域付近に発生した線状降水帯のみを評価したもの。
- ※令和5年6月から7月上旬の大雨の総降水量増加率は、令和5年7月9日から10日に発生した九州北部の大雨を評価したもの。
線状降水帯の総数増加率は、令和5年6月から7月上旬の大雨発生期間で評価。

令和元年の水害被害額が統計開始以来最大に

- 国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。
- 令和元年の水害被害額は、全国で約2兆2,000億円となり、平成16年の被害額(約2兆円)を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆9,000億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,000億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。

1年間の水害被害額

◆令和元年 **約2兆2,000億円** 統計開始以来最大

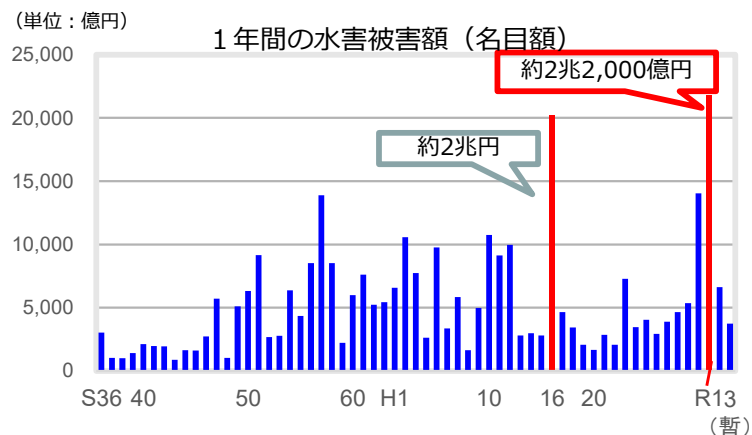
[内訳]

・一般資産等被害額	約1兆6,000億円 (構成比73.0%)
・公共土木施設被害額	約5,300億円 (構成比25.0%)
・公益事業等被害額	約310億円 (構成比 2.0%)
計	約2兆2,000億円

<参考> 平成30年以前の最大被害額 平成16年の被害額(約2兆円)

都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。

- ① 福島県 (水害被害額：約6,800億円)
- ② 栃木県 (水害被害額：約2,600億円)
- ③ 宮城県 (水害被害額：約2,500億円)



主要な水害による被害額

◆令和元年東日本台風(被害額：**約1兆9,000億円**) 統計開始以来最大

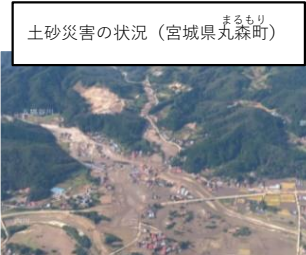
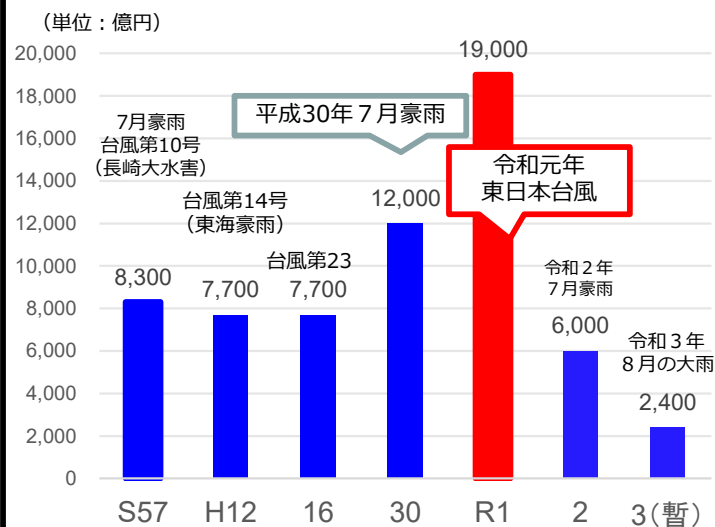
(令和元年10月11日～10月15日に生じた台風第19号による被害額)

[内訳]

・一般資産等被害額	約1兆4,000億円
・公共土木施設被害額	約4,300億円
・公益事業等被害額	約270億円

<参考> 平成30年以前の最大被害額
平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,000億円)

津波以外の単一の水害による水害被害額(名目額)

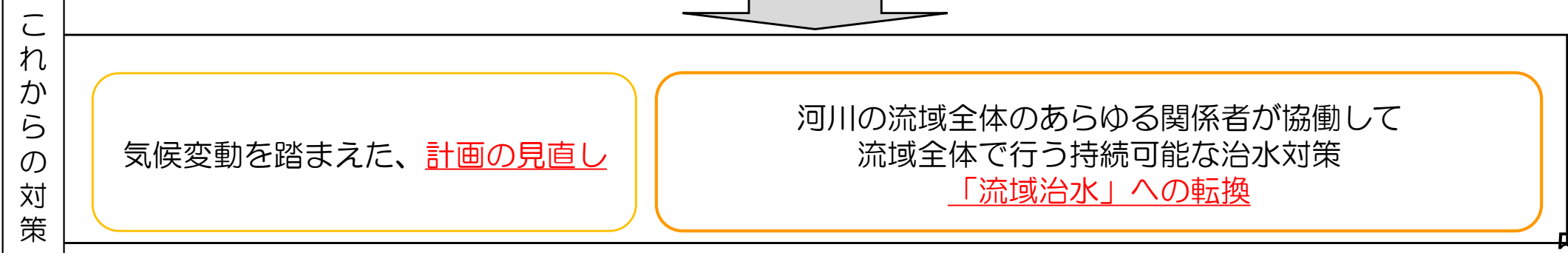
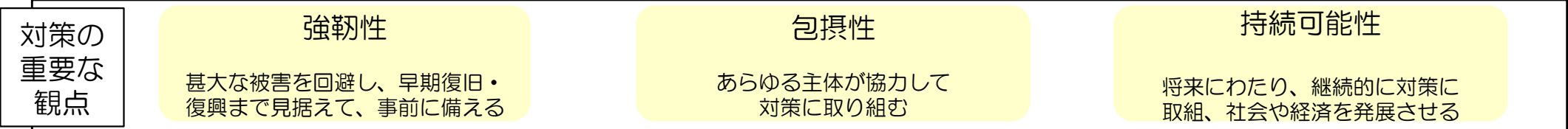
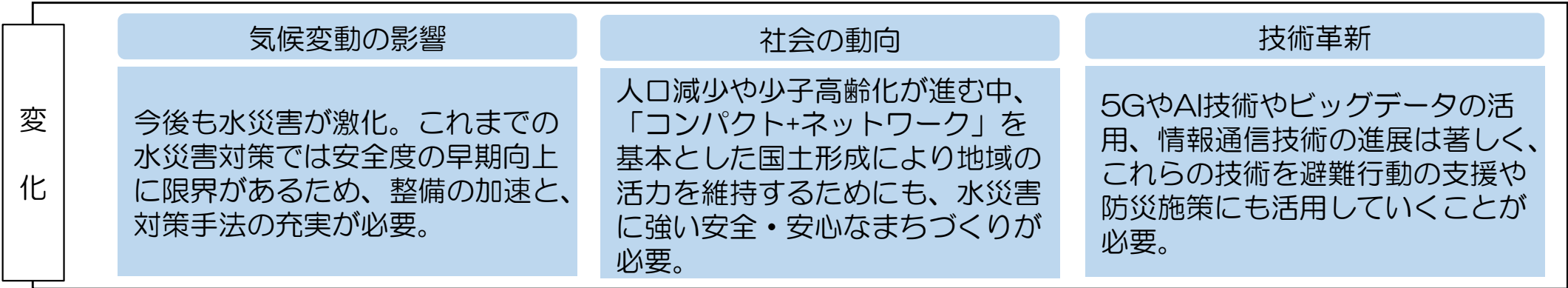


気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

○近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



気候変動を踏まえた計画へ見直し

○治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

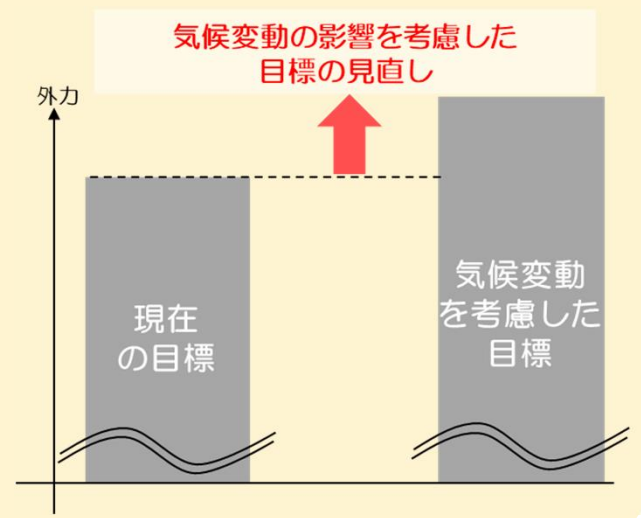
※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2°C上昇相当	約1.1倍

↓ 降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

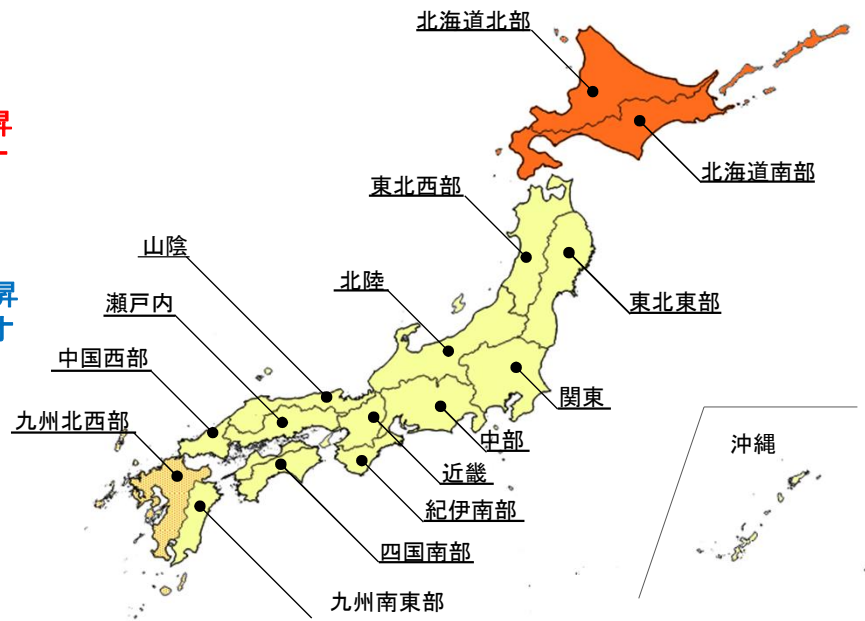
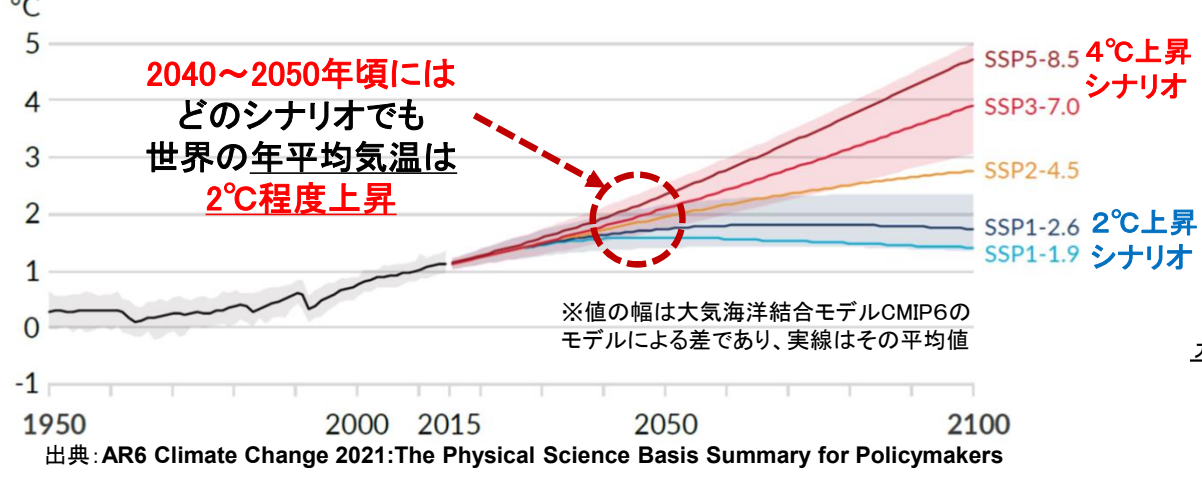
※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模(1/100~1/200)の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



気候変動の影響を踏まえた河川整備基本方針における外力設定

- 気候変動影響を踏まえた治水計画の見直しにあたっては、「パリ協定」で定められた目標に向け、温室効果ガスの排出抑制対策が進められていることを考慮して、2℃上昇シナリオにおける平均的な外力の値を用いる。
- ただし、4℃上昇相当のシナリオについても減災対策を行うためのリスク評価、施設の耐用年数を踏まえた設計外力の設定等に適用。

＜1850年～1900年に対する世界平均気温における各シナリオごとの予測＞



＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言 改訂版(令和3年4月)より

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

- ※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと3時間未満の降雨に対しては適用できない
 - ※ 雨域面積100km²以上について適用する。ただし、100km²未満の場合についても降雨量変化倍率が今回設定した値より大きくなる可能性があることに留意しつつ適用可能とする。
 - ※ 年超過確率1/200以上の規模(より高頻度)の計画に適用する。
 - ※ 降雨量変化倍率算定の基礎となったd2PDF・d4PDFにおいては、温室効果ガス濃度等の外部強制因子は、AR5*で用いられたRCP8.5シナリオの2040年時点、2090年時点の値を与えている。
- * AR5: Climate Change 2013: The Physical Science Basis

「流域治水」の基本的な考え方

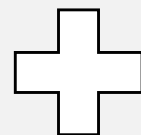
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や雨水貯留浸透施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム等の建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の
維持・向上**
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫** 氾濫域
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更（天竜川・九頭竜川・吉井川・大野川・小丸川水系）

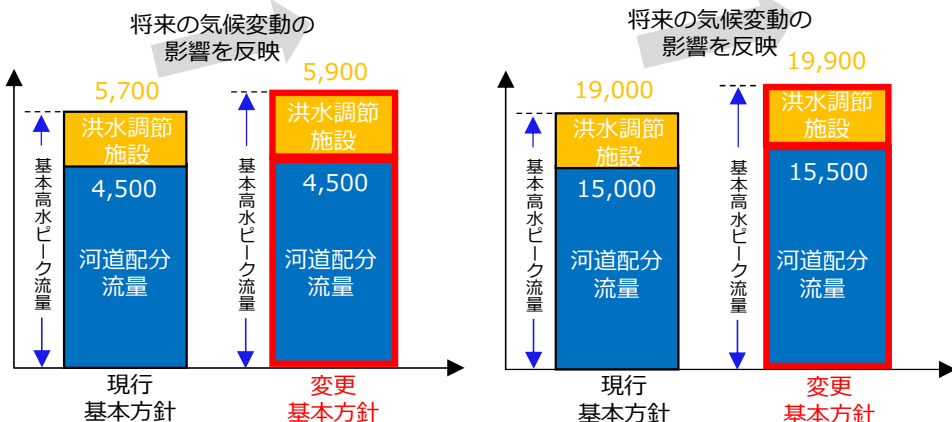
- 気候変動による降雨量の増大を考慮して、一級水系の河川整備基本方針（以下、「方針」という。）の見直しを実施。令和5年度は狩野川・由良川・肱川水系・天竜川・九頭竜川・吉井川・大野川・小丸川水系の方針を見直し。
- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を引き上げるとともに、既存ダムの最大限活用やダム再生、引堤による流下能力確保等、流域治水の取組を推進する方向性を提示。

＜天竜川水系（令和5年12月変更）＞

気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：天竜峡>

<基準地点：鹿島>



増大する基本高水への対応（既存ダムの最大限活用）

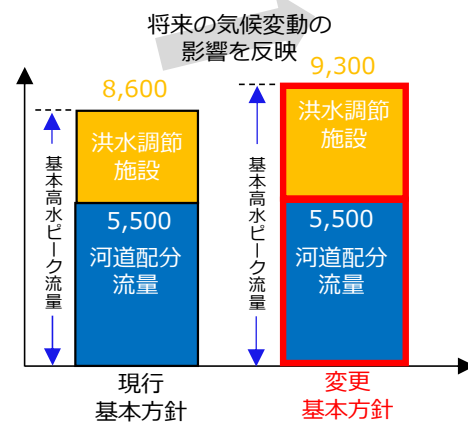
- 天竜川流域には、既存ダム15基（直轄3基、補助4基、利水8基）と既存水門1基が存在。
- 将来的な降雨予測精度の向上を踏まえ、「既存ダムの最大限活用」と新たな洪水調節施設等により、基準地点天竜峡の基本高水のピーク流量5,900m³/sのうち、1,400m³/sの洪水調節を行い、河道配分流量4,500m³/sまでの低減が可能であることを確認。
- 基準地点鹿島の基本高水のピーク流量19,900m³/sのうち、4,400m³/sの洪水調節を行い、河道への配分流量15,500m³/sまでの低減が可能であることを確認。



＜九頭竜川水系（令和5年12月変更）＞

気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：中角>



※基準地点：深谷のピーク流量は5,400m³→7,100m³に変更
天神橋のピーク流量は2,600m³→3,100m³に変更

増大する基本高水への対応（既存ダムの最大限活用やダム再生等）

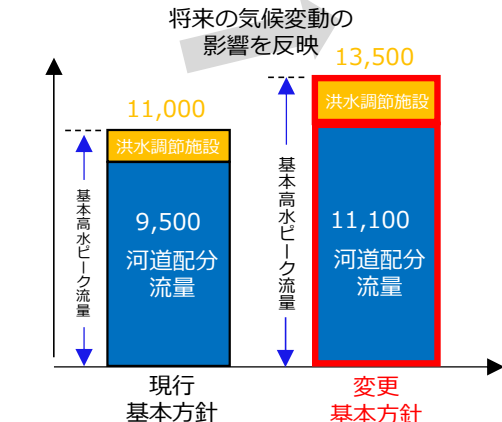
- 河道配分流量は現行計画を踏襲し、事前放流により確保可能な容量も考慮した既存ダムの最大限活用やダム再生等、新たな洪水調節施設の整備により増大する洪水外力へ対応する。



＜大野川水系（令和5年12月変更）＞

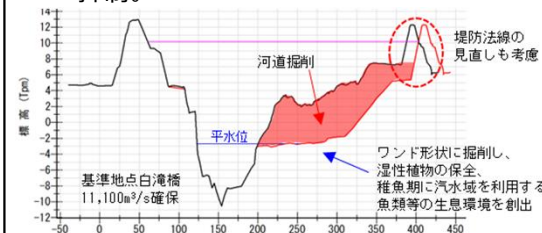
気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：白滝橋>



増大する基本高水への対応（河道掘削や引堤による流下能力確保）

- 河道の安全度を向上させるため、動植物の生息・生育環境の保全・創出への影響に配慮しつつ、河道掘削や引堤を実施し、流下能力の確保に加え、高速流の発生を抑制。



流域における様々な取組の流出抑制効果等の扱いについて

○ 沿川の土地が有する保水、遊水機能(霞堤等)や、流域における様々な流出抑制対策(水田貯留、ため池の活用等)による洪水の流出抑制効果について、定量的な評価が可能なものは、基本高水の検討に反映していく。

沿川の保水・遊水機能を有する土地



「田んぼダム」の概要(水田貯留機能強化)



水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して、雨水貯留能力を人為的に高める



イラスト:新潟県

- ・流域における様々な流出抑制対策(水田貯留、ため池の活用等)の効果については、取組の規模や位置等に加え、降雨の規模等により効果の程度や影響範囲は変化することも踏まえ、関係機関で連携して効果の定量的・定性的評価について検討を行う。
- ・流出抑制効果を基本高水の検討に反映する場合には、効果が持続的に発揮される必要があることから、そのための管理体制等についても関係機関で連携して検討を行っていく。

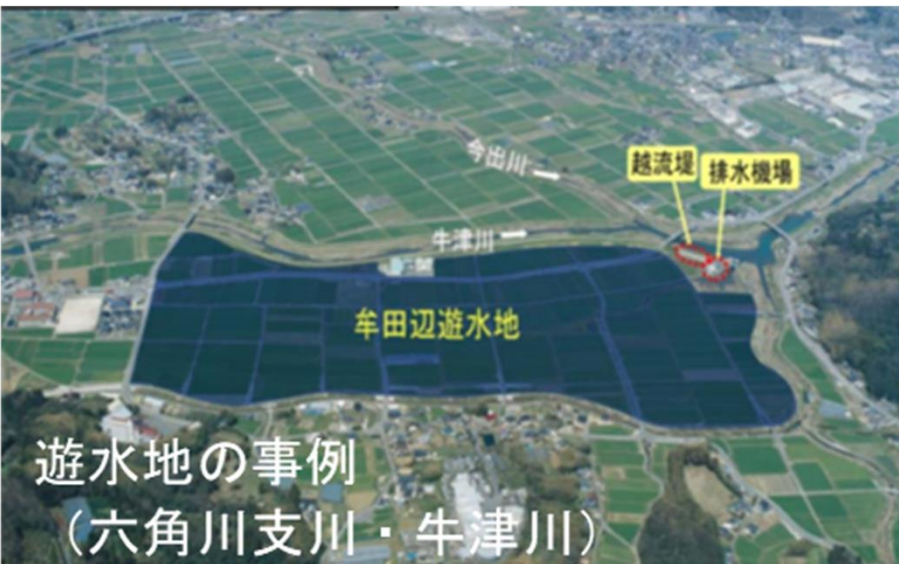
引堤や河道拡幅、遊水地等の整備の可能性の検討

- 流域治水の観点から、気候変動による降雨量の増加に対応した河道配分流量、洪水調節流量の検討にあたっては、現況のみならず、流域(特に沿川地域)の将来的な人口、産業、土地利用の動向や、洪水氾濫によるリスクを踏まえつつ、河川、ダム等に関する技術開発の動向も念頭に置いて、設定するように留意する。
- 例えば、現況のみならず、沿川地域の将来的な人口、産業、土地利用の動向や、洪水氾濫によるリスクも踏まえ、引堤や河道拡幅、遊水地等の整備の可能性を最大限検討する。
- 既存の遊水地についても、下流の河川整備の状況や洪水特性、技術開発の動向等を踏まえ、より効率的にピークカットを行う工夫など、さらなる有効活用も想定して検討。

引堤の事例(梯川)



遊水地の事例(六角川支川・牛津川)



遊水地の有効活用の例:越流堤に転倒堰を設置し、洪水ピークをより効果的にカット(牛津川)

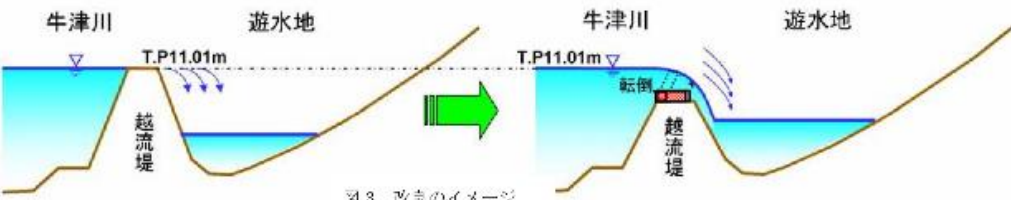
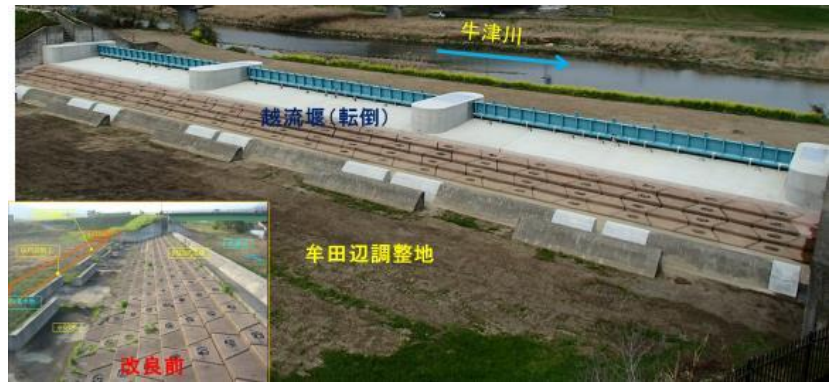


図.8 改良のイメージ

既存施設の有効活用(ダムの事前放流や再開発・放水路の拡幅等)

- 事業効果の早期発現が可能な施設の整備メニューの設定は基より、ダムの事前放流・再開発、放水路の拡幅など、徹底した既存施設の有効活用に留意し、河川整備の可能性の検討について充実を図る。

事前放流により確保可能な容量を活用した洪水調節の可能性を考慮

小河内ダムの洪水対策への協力について

小河内ダムは水道専用ダムとして東京都水道局が管理していますが、昨年10月の台風19号の水害を受け、国の方針に基づき多摩川水系治水協定を締結し、洪水対策に協力してまいりました。

これまでは、ダムが溢れないよう大雨の1~2日前から放流をしてきましたが、今後は、3日前から放流を行う可能性があることから、晴天時でも多摩川の流量が増加する場合があります。

放流する際には、これまで同様、職員によるパトロールや警報装置からサイレンで警告するとともに、ホームページやSNSで情報を発信していきます。

最新の情報を確認いただき、安全のため多摩川に近づかないよう、ご協力をお願いします。

多摩川水系治水協定

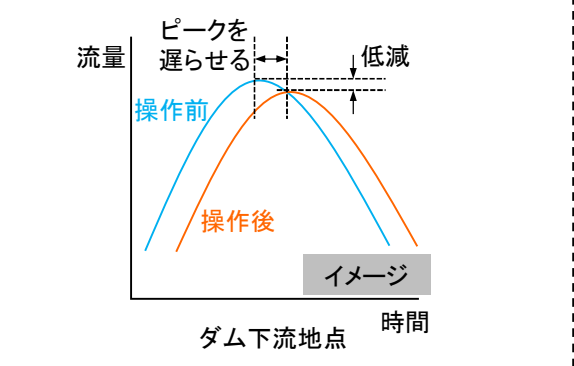
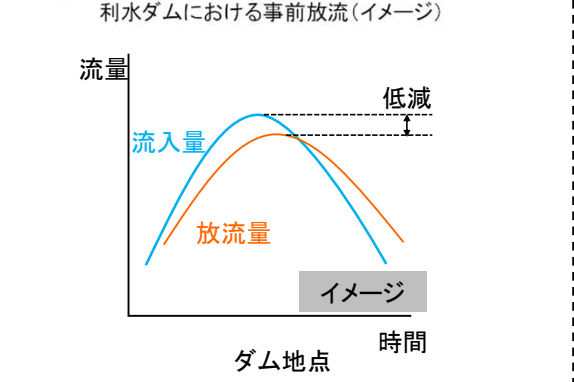
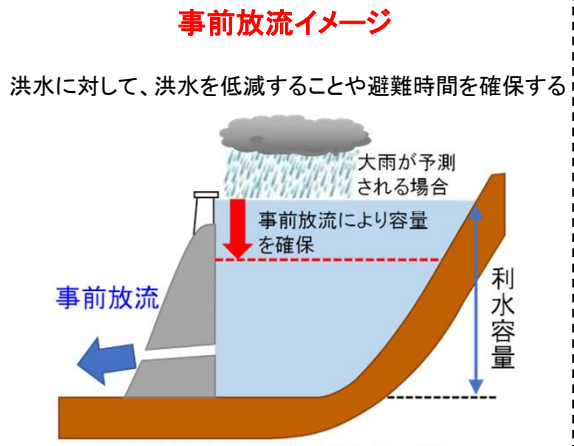
国は、水害の激甚化、治水対策の緊要性等を勘案し、緊急時において既存ダムを洪水調節へ活用する「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を令和元年12月に策定しました。これに基づき、上流の予想降雨量が基準降雨量以上のとき、3日前から事前放流を実施し、水位低下を図る多摩川水系治水協定を令和2年5月27日付で、関係者間において締結しました。

出典: 東京都水道局HP
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/shinsai/kouzui_taisaku.html

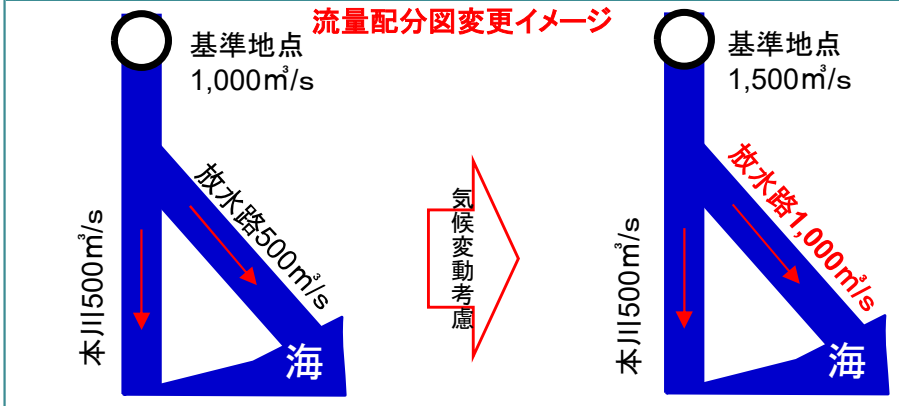


ダムの形式	重力式コンクリートダム
堰高	149m
流域面積	262.9km ²
総貯水容量	185,400千m ³

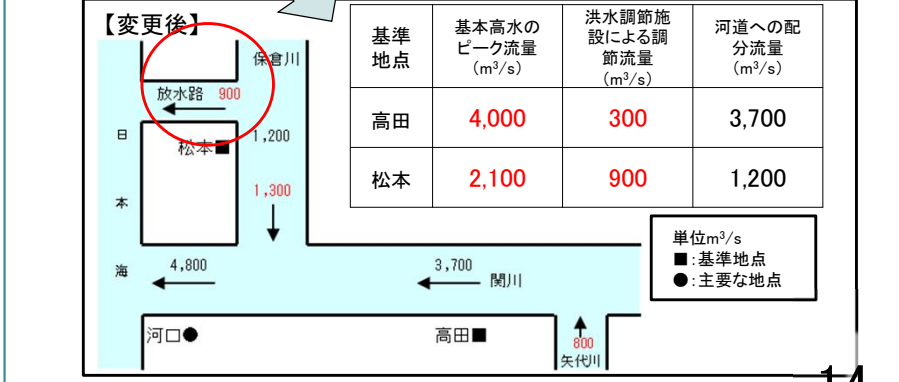
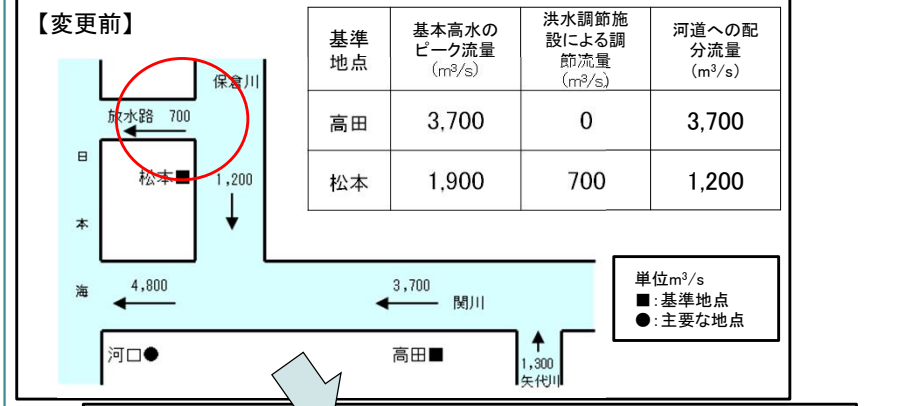
出典: 東京都水道局HP



放水路の拡幅を想定した流量配分の変更



流量配分図変更の例(関川)

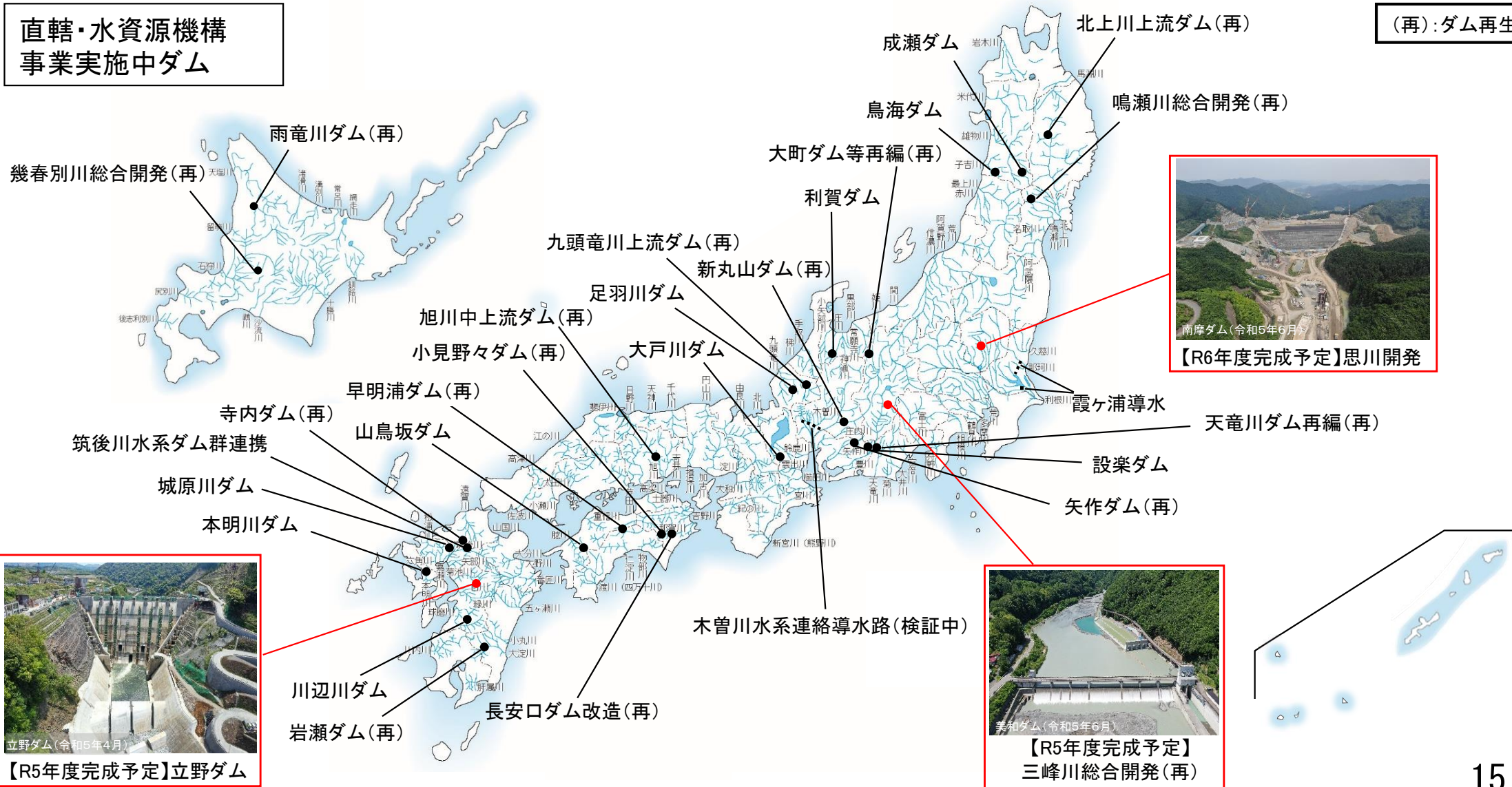


治水ダムの建設や利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用を図るためのダム再生のより一層の推進

- 気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化する中、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留することができ、下流全域の長い区間にわたって水位を下げるができるダムの役割は益々重要になっている。
- 令和5年度において事業中の建設ダム事業としては全国で61事業を実施しており、うち27事業は既設ダムの有効活用を図るダム再生事業として実施中。
- このうち、直轄・水資源機構の事業として、令和5年度に2ダム、令和6年度に1ダムが完成予定。

直轄・水資源機構
事業実施中ダム

(再):ダム再生



ダムの新規事業化までのプロセスの見直し

財務省資料「令和6年度
国土交通省・公共事業関係
予算のポイント」より引用

- ダムについては、これまでの整備により相当程度のストックがあり事前放流の取組等も進展していることから、今後は、ダムの改造・新設の検討に当たっては、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など既存ストックを最大限活用することを検討・検証することを要件化。
- それでもなおダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、合理的な事業計画の立案やコスト縮減の検討など必要な見直しを行った上で、新規事業採択時評価を行う。あわせて、「実施計画調査」の名称を「治水機能増強検討調査」に改める。

計画段階

治水対策に係る具体策の検討

○あらゆる選択肢を排除せずに検討を行い、ダム以外を含めた代替案との比較・評価を実施。

○その結果、ダムによる対策が有力である可能性が高い場合に、より具体的な調整・検討のため調査段階に移行。

【河川を中心とした対策】

ダム、遊水地、河道掘削、堤防嵩上げ、排水機場等

【流域を中心とした対策】

雨水貯留施設、輪中堤、二線堤、田んぼダム等

実施計画調査⇒治水機能増強検討調査

既存ストック活用の深掘り

設計条件検討

概略設計

○事業に関する基礎的情報を収集するとともに、**事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、ダム立地地域、ダム管理者等との協議・調整（既存ダム貯水容量の更なる有効活用等）**を実施。

○上記の効果を確認の上、ダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、ダムの規模等の検討、各種調査や概略設計を実施。

○**これらの結果を踏まえた合理的な事業計画の立案やコスト縮減の検討、必要な計画の見直し**を行った上で、**新規事業採択時評価**を行う。

建設

詳細設計

用地補償調査

水没者補償

付替道路工事

本体工事

計画段階

調査段階

建設

(3年未着工)

(5年経過ごと及び本体工事着工前)

事業再評価(第三者委員会)

新規事業採択時評価(社会資本整備審議会)

事業再評価(第三者委員会)

河川整備計画への位置づけ、
計画段階評価(第三者委員会)

1. 流域治水の加速化・深化 (流域治水プロジェクト2.0の展開)

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

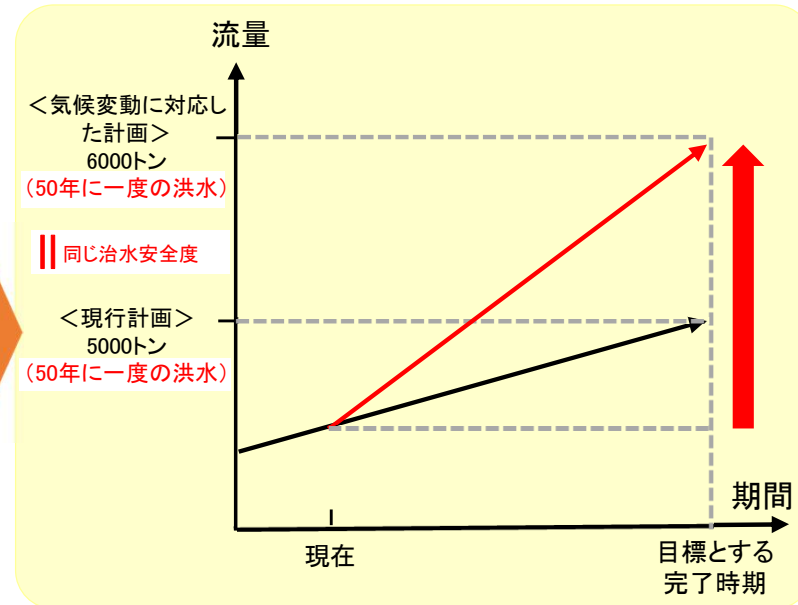
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

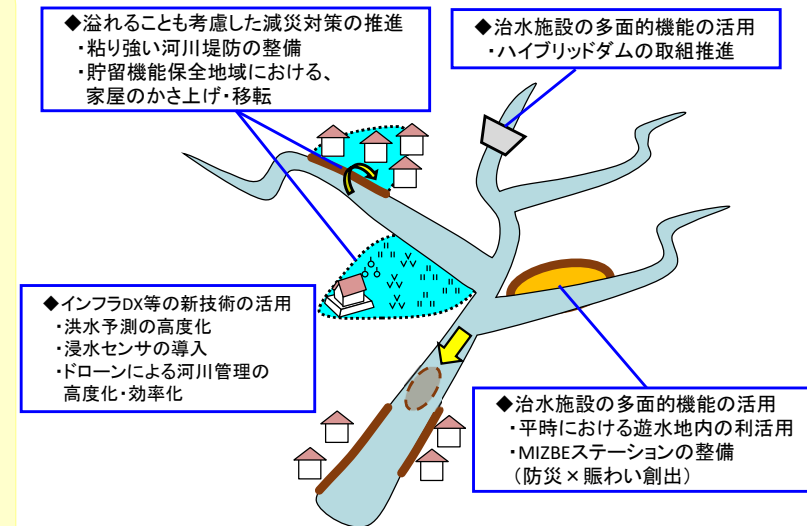
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

↓
降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、目標流量を1.2倍に引き上げる必要

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒全国109水系で、上記の対策内容を反映した『流域治水プロジェクト2.0』に順次更新する

水害常襲地域における流域治水対策の推進

- 気候変動に伴う降雨の増大に対し、早期に治水安全度の向上を図るため、「流域治水」の理念に基づき、地域の合意のもと貯留機能の保全を図りつつ、上下流バランスに縛られず、当該地域で浸水リスクに晒される家屋の浸水対策を迅速に完了することが重要。
- このため、浸水リスクに晒される地域において、宅地のかさ上げや家屋の移転等の治水対策を推進するための制度拡充を行い、治水対策と地域の活動・営みが共生した持続可能な社会の実現を目指す。

背景・課題

- 本川からの背水の影響等により水害が多発する地域では、本川・支川一体の抜本的な対策が必要。
- この場合、支川の改修は、下流側になる本川の改修後の着手となるため、完了までは長期の期間を要する。
- 下流に負荷をかけない遊水地として早期に着手する方法もあるが、対象地域には河川区域として規制を要し、集落が点在する場合等、土地利用の状況によっては、地域の合意が図られないことが想定される。

土地利用状況を踏まえた、早期の安全度確保の方法が必要



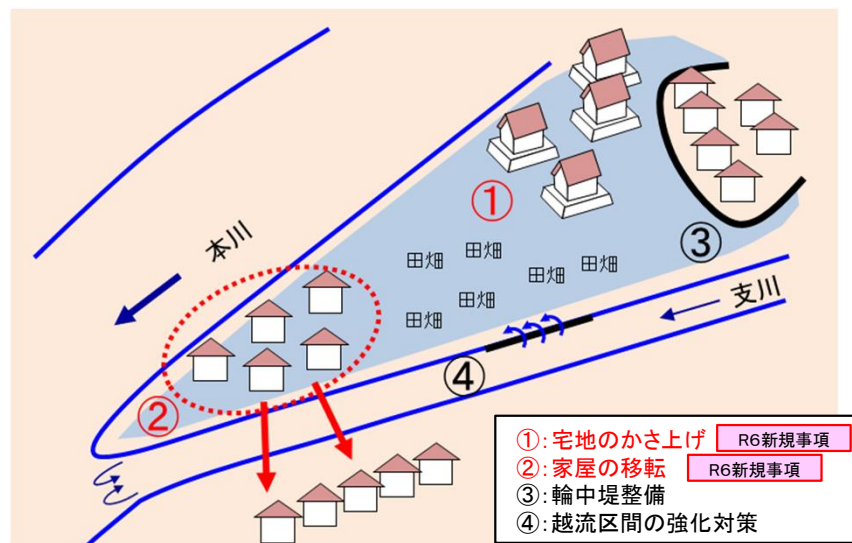
令和5年7月の大雨の状況

新規事項

- 浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、以下の拡充を実施。

事業主体：河川管理者（国・都道府県）

拡充内容：流域治水整備事業（直轄）及び特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）において、貯留機能保全区域もしくは浸水被害防止区域内の宅地のかさ上げ、家屋の移転等を実施可能とする。



※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

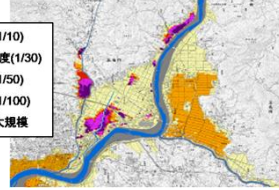
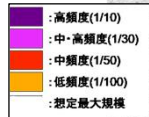
【参考】水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり（浸水被害防止区域に係る制度）

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています(暫定版)
※凡例の()内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~) 住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
 - 一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
 - ※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担(地方財政措置含む)
 - 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)
 - 一防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化(R5年度~)

居住を避ける取組

開発の原則禁止

○災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

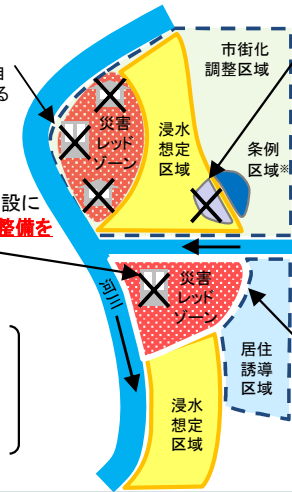
※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに 原則禁止とする(R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

○特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



市街化調整区域内の開発許可の厳格化

○市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)

※都市計画法第34条第11号、12号に基づき条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

・浸水想定区域
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)

・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

○災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

○住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

○補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加
<R4年度予算より>

(流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業)

○浸水被害防止区域内の宅地の嵩上げ等を推進
<R6年度予算より>

被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
<R5年度予算より>

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

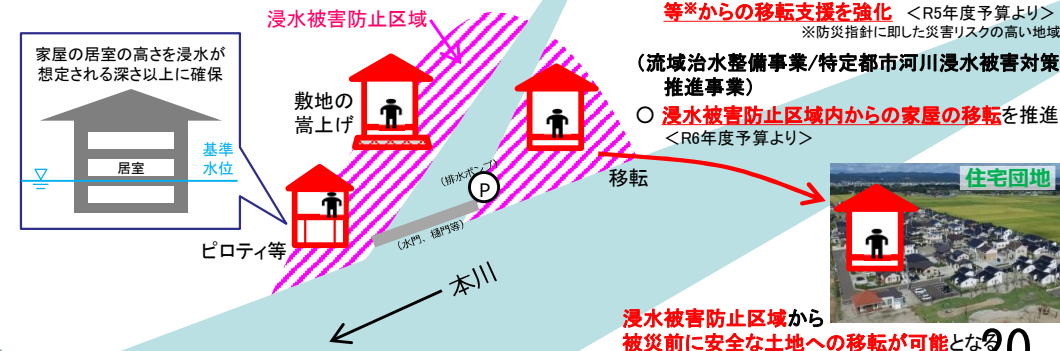
- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R4年度予算より>
- 除却等費に係る補助限度額を拡充
<R5年度予算より>

(都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化
<R5年度予算より>
※防災指針に即した災害リスクの高い地域

(流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業)

- 浸水被害防止区域内からの家屋の移転を推進
<R6年度予算より>



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理等

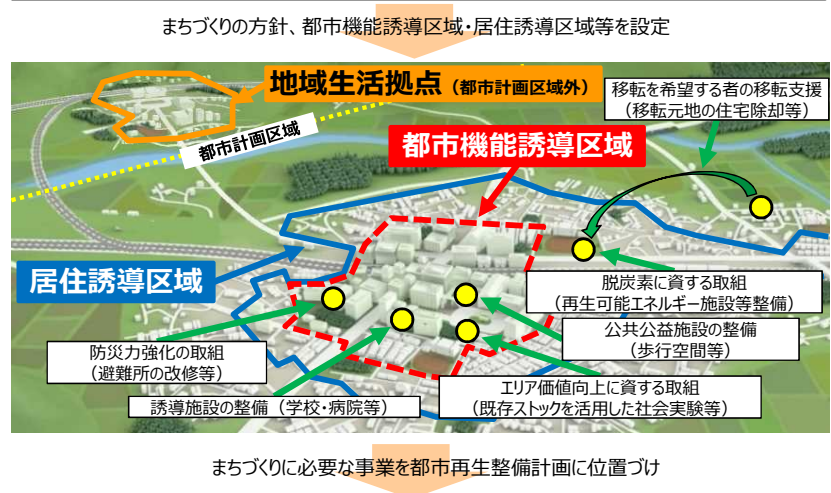
<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）>
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
 - 民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

- 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
- 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
 -ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
- その他、以下の地区においても実施可能
 - ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 - ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 - ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 - ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



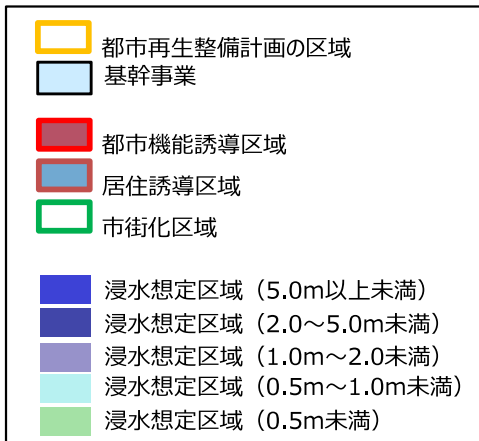
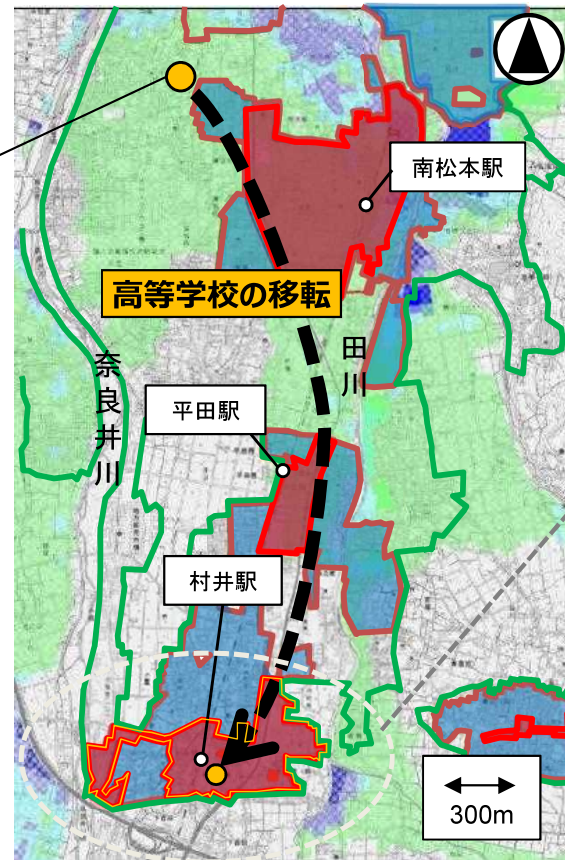
市町村が都市再生整備計画を作成・公表



【事例】村井駅周辺地区都市構造再編集中支援事業(長野県松本市)

- 松本市（人口24万人）は、平成29年3月に策定した立地適正化計画において、日常の用事を歩行等で済ませることができる暮らしの環境の維持等を目指す都市像としている。
- 本事業は、市南部地域の中心地である「村井駅周辺地区」において、村井駅を中心とした安全で安心して歩ける日常生活圏の創出をテーマに、居住誘導区域外の災害ハザードエリア（浸水想定区域）にある私立高校をまちなかへ移転するとともに、その周辺の駅前広場や自由通路等の基盤整備を行う。

◆事業主体：松本市 ◆面積：56.3ha ◆事業期間：平成29年度～令和3年度



●居住誘導区域外の災害ハザードエリア（浸水想定区域）に位置する「私立高校」を都市機能誘導区域内へ移転 →駅を中心とした安全で安心して歩ける日常生活圏の創出を図る

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1) 除却等費

○ 除却費

危険住宅の除却費

（限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

【令和5年度】木造住宅：31千円/㎡、非木造住宅：44千円/㎡

○ 引越費用等

引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他

（限度額：975千円/戸）

(2) 建物助成費

○ 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額【通常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）

【特殊地域※】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

○ 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

① 対象地区要件（移転元）

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

② 対象住宅要件（移転元）

- 既存不適格住宅※
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

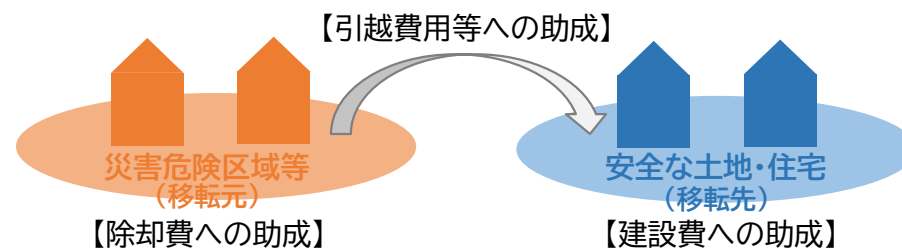
交付率

国：1/2、
地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）

注：右欄の「補助要件」①に掲げる区域内に在する②の住宅へ移転する場合は、上記(1)(2)の補助対象としない。



サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

令和5年度予算案スマートウェルネス住宅等推進事業183.1億円の内数

災害リスクへの対応の観点から、サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対する支援を見直しする。

要件

- ① 高齢者住まい法に基づく登録を受けたサ高住を供給すること
- ② 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2~24.0万円/月)以下とすること
- ③ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- ④ 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- ⑤ 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- ⑥ 事業に要する資金調達が確実であること
- ⑦ 市町村のまちづくり方針と整合していること
- ⑧ 地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格者)を受け入れること
- ⑨ 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に原則該当しないこと
- ⑩ **「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別計画区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものに原則該当しないこと**
- ⑪ 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- ⑫ 情報提供システムの運営情報の提供、更新を行うこと
- ⑬ サ高住運営事業者が尊寿すべき事項として国が明示した内容を尊寿する先生を行い、その旨を情報提供システムに開示すること
- ⑭ 原則として省エネ基準に適合すること
- ⑮ 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施すること

補助内容の概要

下線部等は令和5年度から見直した内容

住宅		補助率	補助対象・限度額(※1)
新築	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	1/10 (※4)	135万円/戸(※2, 3)
	床面積25㎡以上		120万円/戸(※3)
	床面積25㎡未満		70万円/戸(※3)
改修		1/3	195万円/戸(※5, 6)
既設改修		1/3	(※7)

※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
 ※2 住棟の全住戸数の2割を上限に適用し、住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。
 ※3 ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする。
 ※4 ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
 ※5 改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーターの設置に係る費用、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用、調査設計計画に係る費用(既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る)に限る。
 ※6 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける、④省エネ性能の向上のための構造・設備の改良を行うのいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
 ※7 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用(限度額10万円/戸)、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に係る費用(限度額150万円/戸)、止水板設置等の整備に係る費用(35万円/棟)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改修に係る費用(35万円/戸)、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用に限る。

高齢者生活支援施設

	補助率	限度額
改修・既設改修(※1)	1/3	1,000万円/施設
新築(※2)	1/10	

再エネ等設備(※)

	補助率	限度額
太陽光パネル・蓄電池	1/10	合わせて4万円/戸
太陽熱温水器		2万円/戸

※ 以下の要件を満たす場合を補助対象とする。

- ・全量自家消費であること
 - ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
 - ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること
- ※1 既設改修の場合において、地域交流施設等の整備を補助対象に追加する。
 ※2 介護関連施設等の整備は補助対象外。



学校を改修して整備した事例



地域交流施設のイメージ

子育て支援型共同住宅推進事業(概要)

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とした以下の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

・**事故や防犯対策などの子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修** / 子育て期の**親同士の交流機会の創出**のため、居住者間の**つながりや交流を生み出す施設の設置**

事業の概要

○補助対象となる共同住宅

・賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○補助内容（下表の「**取り組み事項（補助対象）**」参照）

- ①「**子どもの安全確保に資する設備の設置**」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限100万/戸）
- ②「**居住者等による交流を促す施設の設置**」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須／改修は⑥・⑫・⑮・⑯・⑰の事項の実施必須

目的		取り組み事項（補助対象）
視点	配慮テーマ	
住宅内での事故防止	(1) 衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工）
		② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	(2) 転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床）
		④ 人感センサー付玄関照明設置
		⑤ 足元灯等の設置
	(3) 転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事	
(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置	
	⑨ チャイルドフェンス等の設置	
	⑩ シャッター付コンセント等の設置	
	⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サモスタット式水栓等の設置	
(6) 感電や火傷を防止する	⑫ ファイトロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置	
	⑬ 対面形式のキッチンの設置	
子どもの様子の見守り	⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）	
	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置	
不審者の侵入防止	⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置	
	⑰ 防犯カメラ設置	
災害への備え	(9) 災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事
		⑲ 避難動線確保工事

補助対象のイメージ

- **子どもの安全確保に資する設備**
浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



- **交流を促す施設**
交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち2項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

取り組み事項（補助対象）
⑳ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
㉑ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉒ 家庭菜園の設置
㉓ 交流用ベンチの設置

事業の要件

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、子育て世帯(※1)であること(※2)。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	<u>建物の所在地が土砂災害特別区域に該当しないこと。</u>		
⑤	住宅が省エネ基準に適合していること。		
⑥	上記①～⑤の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑦		「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。	

補助を受ける者（交付申請者）

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	賃貸住宅所有者（オーナー）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合

各地方ブロックにおける流域治水関係機関会議を初開催

- ✓ 「流域治水」に関連した行政機関相互の緊密な連携・協力を図るため、各地整流域治水推進室が中心となり、都道府県・市町村の関係部署を対象とした地方ブロック会議を初めて開催。全国ブロックにて開催し（一部WEB）、全国で約2700人が参加。
- ✓ 国交省（水国局・都市局・住宅局）・農水省・林野庁の担当者も参加し、流域治水施策に関する新たな制度や、先行地域のキーパーソンから地域の合意形成の取組みを直接紹介。

<例> 近畿ブロック流域治水行政担当者会議

- 日 時 令和5年5月23日（月）
14:00～16:20
- 会 場 大阪商工会議所（WEB併用）
- 参加者 470名（うち対面約70名）
- 次 第

・各省庁各局からの情報提供

国交省水管理・国土保全局
都市局（都市計画課、都市安全課、市街地整備課）
住宅局（建築指導課、市街地建築課）
農水省、林野庁、気象台

・近畿ブロック内の取り組み状況の共有

（近畿地整）大和川流域の取り組み
（大阪府）寝屋川流域の取り組み

・先行地域の実践の話題提供

佐賀県武雄市治水対策課：六角川流域の取り組み

・質疑応答、意見交換



治水・治山・農水・下水・まちづくり等、以下の機関に所属の行政担当者が参加

関係2府6県、関係市町村、国土交通省本省、農林水産省本省、林野庁、近畿地方整備局、近畿農政局、各管区気象台、各地方気象台、近畿中国森林管理局、近畿財務局、近畿地方環境事務所、独法水資源機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構

先行地域のキーパーソンから話題提供（武雄市）



六角川特定都市河川指定に向けた取り組みや、特定都市河川指定によるメリットについて説明（開発規制はブレーキではなく、開発に対する安心感や市のブランドイメージ向上に繋がる）



近畿地整
大和川での土地利用規制の必要性や流域対策の効果等を通じ、流域治水の取り組みの必要性を説明



大阪府河川室
近畿初の特定都市河川である寝屋川における流域対策等、これまでの取り組み事例について説明

参加者からの質問等

- （問）（武雄市に対し、）内水対策として流域で貯める対策を進めていくことについて、どのように合意形成されたのか 他
（問）指定に伴い、0.1ha以上の開発行為に対して流出抑制対策が必要。県として事務量が大幅に増加することが懸念（京都府）
（回答）年間100～200件の申請、相談は500～1000件程度増。奈良県では専属担当者を配置し対応。財政的支援があると良い（奈良県）